

戦没者の
ご遺族の皆さまへ

戦没者遺骨を ご遺族のもとへ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定して
ご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。
全地域の合計で約16,000検体を保管しており、これまで約1,300柱の身元が特定されました。

※令和7年10月末時点の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

- 
- アッツ島
 - 硫黄島
 - インド
 - インドネシア
(西部ニューギニア含む)
 - 沖縄
 - 樺太・千島
 - 旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
 - タイ
 - 中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、
トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、
マリアナ諸島、メレヨン島
 - 東部ニューギニア
 - ノモンハン
 - ビスマーク・ソロモン諸島
 - フィリピン
 - ミャンマー(ビルマ)
- (50音順)

DNA 鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先

03-3595-2219

受付時間(平日のみ)
9:30~18:00

詳細はホームページを
ご確認ください



……………申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。……………

戦没者遺骨DNA鑑定

検索